

狩猟免許初心者講習会の開催について

近年、カラスなどの野生鳥獣による農作物への被害が増加しており、被害防止等のために（社）沖縄県猟友会が依頼を受け、有害鳥獣等の捕獲を実施しています。その鳥獣捕獲の担い手である狩猟者が、高齢化により減ってきているのが現状です。鳥獣の適正な個体数調整や有害鳥獣の駆除を行うためには、狩猟者を確保する必要があります。そのため、（社）沖縄県猟友会では、狩猟免許取得のための狩猟免許初心者講習会を実施します。

狩猟免許を取得したいとお考えの方は、詳細を（社）沖縄県猟友会へご確認のうえ、ご活用ください。

日時：8月19日（金）9時～17時 場所 嘉手納町中央公民館（中部地区の日程です。）

お問い合わせ：（社）沖縄県猟友会 ☎ 869 - 0305

不法投棄・不法焼却は犯罪です！

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、

5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金です！



近年の廃棄物は量・質的に、処理・処分の困難なものが急増しており、不法投棄や不法焼却が増えています。

不法投棄されている物は、家電リサイクル法やPCリサイクル法に定められた家電やパソコンを中心に、家庭から出るゴミや、タイヤなどの産業廃棄物など多岐にわたっています。今年度は「地デジ化」に伴い、テレビの買い換えによるブラウン管テレビの不法投棄等が多くなってきています。このような家電類は全国一律の処分費用が決まっております。買い替え時に処分を依頼するか、お近くの家電品店等へ処分の相談をしていただくようお願いします。

最近、安い処分費用で廃棄物を引き取り、あき地や山の中へそのまま不法投棄する悪質な業者も出てきています。このとき投棄した業者を特定することができず、処分を依頼した方が特定できた場合、排出者の責任となり、再度処分費用を支払って処分しないといけなくなります。廃棄物は適正な処分をするようお願いします。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎ 945-5018

◆◆◆障害年金の加算の範囲の拡大について◆◆◆

■平成23年4月から加算の範囲が拡大。

これまでは障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった子どもがいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。

■障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者と子どもの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

◎児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合は

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

◎児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合は

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部福祉課年金係 ☎ 945-5013（内線121）



高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

西原町では平成23年7月1日～平成24年2月29日までの期間、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成を行います。肺炎球菌予防接種は任意の予防接種です。予防接種を受ける前に、予防接種について十分に納得したうえで接種を受けてください。

■肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされています。また、1回のワクチン接種で通常5年間の予防効果が持続します。

しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

■予防接種を受ける前に

過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は、前回の接種から5年以内に再接種をした場合、注射した部位が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強くなる場合があります。5年以内に接種を受けている方は、予防接種はできません。

■対象者

- ① 西原町に住所を有する70歳以上の方。（70歳以上の方へは7月1日にお知らせを送っています。）
- ② 65歳以上69歳以下の方で次のような病気がある方。
脾機能不全である患者若しくは腎疾患、心疾患若しくは呼吸器の慢性疾患、肝機能障害、糖尿病若しくは慢性髄液漏等の基礎疾患があり、肺炎球菌による肺炎感染の危険度が高く、医師が予防接種を必要と認める方。

【次の方は肺炎球菌ワクチンの接種は受けられません】

・過去5年以内に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある方

※②の対象の方(65才以上69才以下の方)は、接種を受ける前に、福祉部健康推進課で申請手続きが必要です。

■接種料金

自己負担額 2,000円 ※1回限りの補助です

※予診のみを受けた場合は、1,050円 全額自己負担となります。

（接種当日に発熱等があり、接種を受けられなかった場合など）

※生活保護者は自己負担額が免除となります。接種の際、医療機関へ被保護証明書を提示してください。

■予防接種の受け方

指定医療機関で予防接種は受けます。指定医療機関については健康推進課へお問い合わせください。

※指定医療機関以外で接種をした場合は、全額自己負担となります。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791（内線157）

国際標準規格 ISO9001：2008 認証取得 預かり金保証制度（国庫補助事業）加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(8)第0928号
あなたのホームプランナー



南新物産

地域の不動産業で30年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



ナンちゃん®

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp